

大分県報

平成二十九年
第二九二五号
十月十七日

(火曜日)

目次

告示

- 一 青少年に有害な図書等の指定……………一
- 一 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出(二件)……………一
- 一 地籍調査の成果の認証……………三
- 一 保安林の指定の解除……………四
- 一 落札者等の公示……………四
- 一 公共測量の実施……………四

告示

大分県告示第五百九十五号

次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。

平成二十九年十月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

指定年月日	種類	名 称	発行所名等	指定理由
平二九・一〇・六	雑誌	実話ドキュメント 2017 10月号	ジェイズ・恵文社	著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を
〃	雑誌	実話時代 2017 10月号	三和出版(株)	

雑誌 タトゥー・トラックス vol.70

富士美出版(株)

害するおそれがある

雑誌 実話ナックルズ 月刊10月号

ミリオン出版(株)

著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。

大分県告示第五百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルシヨク大在店

2 届出者の氏名又は名称及び住所
大分市大字城原字尾崎二千六百番地 外
株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

3 変更しようとする事項
福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午前零時

変更後 開店時刻 午前七時

閉店時刻 午前零時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午前零時三十分まで

変更後 午前六時三十分から午前零時三十分まで

4 変更する年月日

平成二十九年十月一日

二 届出年月日

平成二十九年九月二十八日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十九年十月十七日から平成三十年二月十九日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年二月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、次のとおり法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年十月十七日

一 届出の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ杵築

杵築市大字杵築字北浜六百六十五番五百四十四 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前七時

閉店時刻 午前零時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後九時三十分まで

変更後 午前六時三十分から午前零時三十分まで

4 変更する年月日

平成二十九年十月一日

5 変更に係るもの以外の事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

株式会社ヒライ

代表取締役 平井 浩一郎

熊本県熊本市西区春日七丁目二十六番七十号

株式会社フランソア

代表取締役 杉原 仁

福岡県粕屋郡新宮町緑ヶ浜三丁目一番一号

東洋食品株式会社

<p>代表取締役 黒田 要一郎 福岡県北九州市門司区黄金町六番二十八号 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 宮田 亮史 福岡県福岡市博多区住吉二丁目二番一号 株式会社大分からあげ 代表取締役 川邊 哲也 大分市下郡北一丁目百二十七番 有限会社オレンヂキス 代表取締役 川村 英臣 杵築市大字八坂二百七十三番地の一 株式会社ジェリコ 代表取締役 早川 洋一 中津市大字牛神四百十一 株式会社不二家 代表取締役 櫻井 康文 東京都文京区大塚二丁目十五番六号 有限会社高橋青果 代表取締役 高橋 俊哉 杵築市大字熊野千七百九十二―一 サークルフーズ株式会社 代表取締役 局 聖一 大分市原新町六番七十号 (二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 六千五百八十一平方メートル (三) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物西側 百三十四台 建物北側 百七十四台 合計 三百八台 (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 三十六台</p>	<p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 百七平方メートル (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南側 五・一三立方メートル 建物内南側 一・六五立方メートル 建物内北側 五・七四立方メートル 合計 十二・五二立方メートル (四) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四箇所 建物敷地南側、西側及び北側 (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間 二 届出年月日 平成二十九年九月二十八日 三 関係書類の縦覧 1 縦覧期間 平成二十九年十月十七日から平成三十年二月十九日まで 2 縦覧場所 大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局 四 その他 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十年二月十九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県東部振興局に提出しなければならない。 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第五百九十八号 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。 平成二十九年十月十七日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p>
---	--

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
別府市	平二四・七・二四から平二七・二・一二まで	別府市大字南畑の一部の地籍図及び地籍簿	別府市大字南畑の一部	平二九・一〇・五
別府市	平二三・六・一から平二六・一・一七まで	別府市大字東山の一部の地籍図及び地籍簿	別府市大字東山の一部	平二九・一〇・五

大分県告示第五百九十九号

次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年十月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
杵築市山香町大字久木野尾字丸山一一七九番一・一一八一番一・一二〇六番二・一二〇七番一・字畑ヶ田一二二七番一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに杵築市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年十月十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 落札に係る物品等の種類
個人番号利用事務等専用端末環境調達契約
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工労働部情報政策課
大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日
平成二十九年八月十七日

四 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店九州支店長 野 田 隆 之

五 落札金額
福岡県福岡市博多区御供所町一番一号

六 契約の相手方を決定した手続
百六十万二千七百二十円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

七 一般競争入札
一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日
平成二十九年七月七日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり大分市長から公共測量の実施について通知があった。
平成二十九年十月十七日

一 作業の種類
公共測量（出来形確認測量三工区及び四工区）
大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 作業の地域
大分市大字横尾の一部

三 作業の期間
平成二十九年十月十日から平成三十年十月三十一日まで